

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、結婚後に国民年金保険料の納付を開始した昭和 46 年 4 月以降は、国民年金保険料を途切れることなく納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間が納付済みである上、昭和 46 年 4 月から 60 歳に到達するまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間が無いことがオンライン記録により確認でき、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料についても前後の期間と同様に納付していたと考えて不自然ではない。

また、申立人は、「結婚した当初は、夫の実家がある A 市 B 区（現在は、A 市 C 区）に住居登録をしていたが、実際には、夫の仕事の都合により D 県 E 区に居住していたので、この期間が未納となっていることは承知している。しかし、申立期間を含む昭和 46 年 4 月以降は、A 市に居住しており、申立期間中に出生した第三子は、自宅近くの病院で出産したので、里帰り等で長期間家を空けるようなことはなく、夫の両親と同居して経済的にも安定していたので、保険料を納付できない事情は無かった。」と主張しているところ、その第三子の出生地は、申立期間当時の申立人の住所地と同じ A 市 C 区であることが、戸籍の附票により確認でき、申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立期間及びその前後の期間に転居や夫の転職等の事情も無く、生活状況等に変化は無かったものと考えられることから、申立期間の国民年

金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が国民年金に任意加入してから第 3 号被保険者となるまでの期間の国民年金保険料は、私の夫が、年に 3 回の賞与の際に、3 か月から 5 か月分をまとめて納付していた。年金手帳や領収書などは所持していないが、申立期間の国民年金保険料は、当時居住していた A 市から送付された納付書により、夫が最寄りの郵便局で納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月 2 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間の直前の 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間の国民年金保険料については、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿において納付の記録は無く、納付をうかがわせる記載も無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立期間当時の状況についての記憶が明確でない上、その夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、「国民として、国民年金保険料を納付することは当然の義務であると思っていたので、納付したはずである。」と主張するほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 6 日から 44 年 3 月 11 日まで

私は、出産のために昭和 44 年 3 月に A 社を退職した際に、最後の給与 2 万 8,000 円と退職金 8 万円をいずれも現金で受領したが、同社から、脱退手当金制度に関する説明を受けたこと、脱退手当金を請求したこと、及び受給したことも記憶に無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録によると、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 5 月 19 日に支給決定されていることが確認できるところ、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。